

【 ① 令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 】

令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書			
所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 男・大・昭 平・令 年 月 日
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号 <small>※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。</small>	あなたの個人番号	世帯主の氏名 あなたとの続柄

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、○印を付けてください。)
扶

- この書類は、「令和3年分」= 来年の状況(見込み)をご記入いただく書類です。
- 配偶者の方やご家族の収入をご記入いただく箇所は、来年の見込みをご記入ください。
- 一方、年末調整は「令和2年分」の所得税の精算をする手続きです。
- そのため、次のように「令和2年(今年)」と「令和3年(来年)」の状況が変わる方は、必ず、お知らせください。(メモや付箋等で構いません)
 (配偶者やご家族が)今年フルタイムで勤務をしており、年収は150万円超。ただし来年はパートタイムに変更し、年収が150万円以下となる予定。
 ⇒ 【 ③ 配偶者控除等申告書 】に、令和2年の年収をご記入ください。
 (ご両親が)来年から年金収入のみ要件を満たすため、扶養家族となる。ただし、今年年間150万円超の給与収入があり、扶養家族ではない。
 ⇒ 「令和2年は扶養家族に該当しない」旨を、必ずお知らせください。
- **正しくご記入いただかなければ、正しい所得税額計算ができません。ご不明な点は、必ずお問い合わせください。**
 (所得税額が多くなってしまうことや、誤って控除を適用した場合、後日改めて追加納付をしていただくことが考えられます。)

* 記入方法のご質問等について *

みやぎ税務会計事務所 電話:048-799-3691 FAX:048-799-3692
 Eメール:miyagitax@tkcnf.or.jp
 (必ず御社名をお伝えください。御社の担当者に対応いたします。)

具体的な記載方法は2ページ目です↓

*** ご自身やご家族の「個人番号」について ***

昨年以前に、御社へ年末調整書類をご提出いただいた方で

ご記入いただいている方は記載不要です。(不明な場合は、ご記入をお願いします。)

ご自身の情報をご記入ください。ご捺印も忘れずをお願いします。
「住所」…令和3年1月1日時点でお住まいのご住所です。

令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

(フリガナ) あなたの氏名 あなたの個人番号 あなたの住所又は居所 (郵便番号)		あなたの生年月日 配偶者の氏名 あなたの性別 配偶者の有無		扶養される者について 扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は、 提出した年を併せて 記載してください)
※扶養される者について、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。				
区分等	個人番号	あなたの氏名	生年月日	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)				
控除対象扶養親族(16歳以上)				
控除対象扶養親族(16歳未満)				
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生				

「A 源泉控除対象配偶者」欄
 来年(令和3年)の給与収入が150万円以下となる予定の配偶者の方がいる場合は、こちらに配偶者の方のお名前・生年月日をお願いします。

「B 控除対象扶養親族」欄
 16歳以上のご家族 = 平成18年1月1日以前生(来年(令和3年)の給与収入が103万円以下となる予定の方)がいる場合は、こちらにお名前・生年月日をお願いします。
 (ご両親などを扶養対象とする場合の年金収入の目安は、3ページ目をご確認ください。)

「C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」欄
 ご自身が障害者、扶養するご家族に障害者の方がいる方、シングルマザー(ファザー)の方は、3ページ目を参考に記入してください。

「16歳未満の扶養親族」欄
 平成18年1月2日以後生のご家族がいる場合、こちらにお名前・生年月日をお願いします。

「16歳未満の扶養親族」欄
 来年(令和3年)の給与収入見込み額から55万円を引いた額を記入してください(予定額で構いません。マイナスの場合は「0」)。
 例) 年収見込みが100万円の場合: 100万円 - 55万円 = **45万円**と記入

扶養されるご家族の区分に応じて〔レ〕を入れます。
 「同居老親等」…同居している直系尊属(※)の場合
 「特定扶養親族」…ご家族が年齢19歳以上23歳未満(平成11年1月2日～平成15年1月1日生)の場合

(※)直系尊属
 ご自身もしくは配偶者の方の父母・祖父母が該当します。

*** 記入方法のご質問等について ***

みやぎ税務会計事務所 電話:048-799-3691 FAX:048-799-3692

Eメール: miyagitax@tkcnf.or.jp

(必ず御社名をお伝えください。御社の担当者が対応いたします。)

★「控除対象扶養親族」欄について ～ 年金収入のある方を扶養されている場合

(65 歳未満) 公的年金等の収入が 108 万円以下の方は、「控除対象扶養親族」に該当します。
令和3年中の所得の見積額は「年金収入－60 万円」の額をご記入ください。

(65 歳以上) 公的年金等の収入が 158 万円以下の方は、「控除対象扶養親族」に該当します。
令和3年中の所得の見積額は「年金収入－110 万円」の額をご記入ください。

★「障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」欄について

<input type="checkbox"/> 障害者 区分 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。) 障害等級や交付を受けている手帳の種類など、障害者に該当する事実をご記入ください。配偶者もしくは扶養親族の場合にはお名前もお願いします。 (控除額を正しく計算するために必要な情報です) (注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和3年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配 支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和3年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専 所得の見積額が48万円以下の人をいいます。	
	上	の	該	当	す		
	項	目	及	び	欄		に
	チ	ェ	ッ	ク	す		。

ご自身が障害者の場合 (どちらかにチェック)
 配偶者もしくは扶養親族の方 (令和3年中の所得の見積額が 48 万円以下)が障害者の場合 (いずれかにチェック・扶養親族の場合は人数も記入)

(ひとり親)	① 現在、婚姻していない。	令和3年中の給与収入見込みが 6,777,778 円以下(※)	事実婚の 相手はいない	⇒ <input type="checkbox"/> ひとり親 にチェック
	② 所得の見積額が 48 万円以下の子を有する。			

↑ ①と②のどちらにも該当する方が対象です。

(寡婦) * 女性のみ	① 夫と離婚した後、婚姻していない。+ 扶養親族がいる。	令和3年中の給与収入見込みが 6,777,778 円以下(※)	事実婚の 相手はいない	⇒ <input type="checkbox"/> 寡婦 にチェック
	② 夫と死別した後、婚姻していない。			

・(ひとり親)に該当する場合は、(寡婦)とはなりません。
 ・(※) 令和3年中の所得の見積額 500 万円以下が要件です。給与収入のみの場合は 6,777,778 円以下となります。給与収入以外の予定がある方はお問い合わせください。